

## 企業誘致の推進をいかに



司 光 司  
本 議 員  
塚 本 議 員

**質問** 美浦村の企業立地に  
対する優遇措置はいかよう  
なものがあるのか。

**答弁（経済建設部長）** 平成  
15 年度、村内に企業立地  
した法人を対象に、固定資  
産税の課税免除を行う制度  
として、美浦村産業活動の  
活性化及び雇用機会の創出  
のための固定資産税の特別  
措置に関する条例を創設。  
その後、三度にわたり適用  
期間 3 年間の延長をし、平  
成 27 年 3 月までの期間で実  
施している。

さらに、昨年制定の美浦  
村企業立地の促進等による  
地域における産業集積の形  
成及び活性化に関する法律

第 10 条第 1 項の規定に基づ  
く準則を定める条例におい  
て、緑地率と環境施設率の  
緩和を行った。

**質問** 例えば電気料金を何  
割か負担及び地元人材採用  
の企業立地会社へ雇用促進  
奨励金の助成は考えられる  
か。

**答弁（経済建設部長）** 電  
気料金の補助は、村内でも  
大きな電力を使う会社があ  
る。ただし、他の企業との  
公平性もあるため難しい。  
雇用促進奨励金が山陰方  
面で実施されているという  
ことだが、村にメリットが  
あるのか勉強課題として受  
けとめる。

**質問** 既存の村内企業へ足  
を運ぶ頻度はどれくらいか。

**答弁（経済建設部長）** 村  
内の工業クラブ加盟は 25 社。  
毎月月例会に村長が出席し  
ている。国から有利な融資  
制度などがきた際は、郵便  
等でお知らせをしている。



安中地区での企業設立（パブリカ養液栽培施設）

**質問** 今後の誘致展開をど  
のように考えているか。

**答弁（経済建設部長）** 地  
域経済の活性化、雇用機会  
の確保拡大、税収の増加等、  
これら地域経済への波及効  
果が大きく得られると期待

できる企業の誘致を推進す  
る。

具体的には、木原工業専  
用地域の空きスペース約  
2・6 ヘクタールへの誘致。  
また、工業専用地域でなく  
ても、大谷地区の地区計画  
と同じような形で工場を誘  
致する手法もある。

**質問** 美浦村公式ホーム  
ページ上での企業立地の優  
遇措置、応援内容が他自治  
体と変わらない。もっとア  
ンテナを高く広く張り巡ら  
せて、企業誘致を進めてほ  
しいが。

**答弁（経済建設部長）** 県  
の立地推進室や産業立地推  
進東京本部、また地元金融  
機関からも情報をいただい  
ている。

工業団地を持たない美浦  
村として、実際にハンデも  
あるが、工業団地より土地  
が安い、立地の際は村が全  
面的に協力していく等、ハ  
ンデを乗り越えていく。